

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（通所介護相当サービス）重要事項説明書

社会福祉法人百陽会があなた及び身元引受人様と第1号通所事業（通所介護相当サービス）契約を締結するにあたり、事前にあなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1.事業者

法人名	社会福祉法人 百陽会
代表者氏名	理事長 牧 功
法人所在地	愛知県岡崎市大平町字古渕25番地
電話番号	電話0564（25）0294
法人認可日	平成17年7月7日

2.事業所概要

事業所名	デイサービス アルクオーレ岡崎大平
サービスの種類	第1号通所事業（通所介護相当サービス）
介護保険事業所番号	2372102760
利用定員	30人（通常規模型）
所在地	愛知県岡崎市大平町字古渕25番地
管理者	岩下 豊
サービス提供地域	合併前の旧岡崎市とする。旧岡崎市以外の方応相談。
営業日	① 月曜日から土曜日（休日を含む）
営業時間	② 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	③ 午前9時20分から午後4時30分
休業日	日曜日、年末年始（12月31日から1月3日）

3.事業の目的

要支援状態または事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護相当のサービスを提供することを目的とします。

4.職員体制（令和4年10月1日現在）

職種	常勤換算	指定基準	業務内容
管理者	1名	1名	事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	2名	1名	第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供にあたる。
機能訓練指導員	1名以上	1名	
看護職員	1名以上	1名以上	
介護職員	4名以上	4名以上	

5.設備の概要

食堂兼機能訓練室	1室 152.19㎡	静養室	1室 3ベッド
浴室	中浴槽1 小浴槽1	相談室	1室
		送迎車	5台

6.利用料

（1）介護保険給付対象サービス費

第1号通所事業（通所介護相当サービス）

利用者の要介護度	基本単位（月額）
事業対象者又は要支援1	1,798単位／月
事業対象者又は要支援2	6,621単位／月
事業対象者又は要支援1	4回まで 日額 436単位
事業対象者又は要支援2	8回まで 日額 447単位

加算

加算項目	加算金額
サービス提供体制加算(Ⅱ)	72単位／月（事業対象・要支援1） 144単位／月（事業対象・要支援2）
科学的介護推進体制加算	40単位／月（事業対象・要支援1・要支2）
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	基本介護サービス費・各種加算減算後の単位の9.0％

※【事業対象者又は要支援1】の方は1月の中で4回までの利用は日額となります。

【事業対象者又は要支援2】の方は1月の中で8回までの利用は日額となります。

※1単位は10.27円となります。

※岡崎市以外の送迎は1kmあたり20円

※介護保険の自己負担額は提示された「負担割合証」に基づいて計算します。

※昼食、おやつ代 1回750円

※当日に利用キャンセルされた場合は、食材費として750円いただきます。

※その他、おむつ代・レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

(2) 支払方法

- ① ご利用者様指定の金融機関口座から自動振替により支払っていただきます。なお、振替費用は当法人が負担します。
- ② 毎月、利用月分の利用料金請求書を利用翌月15日までに身元引受人に送付いたします。
- ③ 利用翌月の26日に自動振替をいたします。
- ④ 自動振替ができなかった場合は、下記口座に振込みでお支払い下さい。なお、振込み費用はご負担願います。

振込み先金融機関	岡崎信用金庫本店営業部
振込先口座番号	普通 2053433
振込先口座名	社会福祉法人百陽会 理事長 牧 功

7.緊急時の対応

体調急変等の緊急時には、主治医及び緊急連絡先へ連絡し、医師等の指示に従います。

8.非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームアルクオーレ岡崎大平消防計画」「地震防災規程」にのっとり適正かつ迅速に対応いたします。			
防災訓練及び 防災設備	消防・避難訓練を年2回以上実施します。			
	スプリンクラー	有	消火器	有
	自動火災警報設備	有	誘導灯・誘導標識	有
	非常放送設備	有	火災通報装置	有
	避難器具	有	非常電源	有
消防計画等	岡崎消防署への届出：平成31年4月1日 防火管理者：岩下 豊			
喫煙は、火災予防のために定められた場所以外ではお断りします。				

9.事故発生時における対応

対応方法	事故が発生した場合には、応急処置などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。 また、状況に応じて岡崎市福祉部介護保険課又は岡崎市保健所へ速やかに報告いたします。
損害賠償責任	介護サービスの提供により、施設側の故意または過失に基づき利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに行います。
損害賠償保険	東京海上日動火災保険株式会社・社会福祉事業者総合保険

10.苦情の申立先

当施設	苦情受付担当者 安藤 純一（生活相談員） 苦情解決責任者 岩下 豊（管理者） ご利用時間 月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時00分まで 但し、12月31日から1月3日を除く。 ご利用方法 電話 （0564）25-0296 面接 随時 対応の概要 ①苦情受付担当者が苦情申出の窓口として対応します。なお、相談申立者及びご利用者様や家族のプライバシーと秘密の保持に十分配慮する。 ②苦情受付担当者は、苦情内容及び苦情申立者の意向を確認、記録し、その内容を苦情解決責任者へ報告する。 ③苦情解決責任者は、苦情内容の報告を受け、その場で解決できると判断される事項については、苦情申立者と話し合っ て解決を図る。 ④ 上記③での解決が困難な場合は、法人事務局長及び第三者委員の立会いを求めて解決を図る。また、岡崎市福祉部介護保険課又は国保連の指導を仰ぐことも念頭においておく。
岡崎市	窓口担当者 岡崎市福祉部介護保険課 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 (福祉会館1階) ご利用時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分。

		ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日を除く。 電話番号 (0564) 23-6682
国保連	窓口担当者 〒461-8532 ご利用時間 電話番号	愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護福祉室 名古屋市東区泉1-6-5 月曜日から金曜日 午前9時00分から午後5時00分。 ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日を除く。 (052) 971-4165
愛知県	窓口担当者 〒460-8501 ご利用時間 電話番号	愛知県福祉局高齢福祉課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分。 ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日を除く。 (052) 954-6289

11、ハラスメント対策

「ハラスメント」とは、意識的・無意識的に特定・不特定多数を問わず不快な想いをさせる、苦痛を与える、居心地の悪さを感じさせる行為のことを指します。

ハラスメントにより、身体的、精神的な健康被害の発生や、法的責任を負い、社会的信頼の低下にも大きく影響します。当施設として必要な措置を講じ、従業員のハラスメントの防止に取り組みます。

① ハラスメント対策の指針を整備します。

② ハラスメントの相談窓口を設置します。

「ハラスメントの例」

・身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

例・・・コップをなげつける／蹴られる／唾を吐く／引っ掻く等。

・精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例・・・大声を発する／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する等。

・セクシュアルハラスメント・・・意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例・・・必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／入浴介助中、あからさまに性的な話をする等。

(厚生労働省保健局)

1 2.身体拘束の禁止

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、ご利用者様のQOL（生活の質）を根本から損なう危険性があります。身体拘束を行うことによって、ご利用者様の人間としての尊厳は著しく侵され、更にご利用者様への身体的弊害、ご利用者様及びご家族等への精神的弊害及び福祉施設に対する一般市民の信用失墜・不信という社会的弊害がもたらされます。

当施設ではご利用者様の尊厳を守り、尊重するため、拘束廃止に向けた意識を全職員が持ち、身体拘束を行わない介護の実践に努めます。

〈身体拘束とは〉

- ・動き回らないように、車椅子やベッドに体や手足を縛ること。
- ・自分で降りられないようにベッド柵で囲むこと。
- ・点滴や栄養を摂るための経管栄養などのチューブを抜かないように、手を固定したりミトン等の手袋を付けること。
- ・車椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型のベルトや腰ベルトを付けること。
- ・オムツ外しなどを防ぐために介護衣を着せること。

1 3.高齢者虐待防止

当施設ではご利用者様の尊厳及び安心して過ごせる生活の場を提供する義務に於いて、高齢者虐待防止に向けての取り組みを行います。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的（年2回以上）に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

〈高齢者虐待とは〉

身体的虐待……………高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

介護放棄・放任…高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の

放置（ネグレスト）、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

心理的虐待………高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待………高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

経済的虐待………高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（高齢者虐待防止法第2条第5項より）

1 4. 個人情報保護について

アルクオーレ岡崎大平は、個人情報保護法に沿った「百陽会個人情報管理規程」を作成して、ご利用者様及びご家族様の個人情報を適正に管理しております。個人情報保護の概略は次のとおりです。

（ア）個人情報使用同意書

ご利用者様及びご家族様の個人情報を収集及び利用する目的と提供先について記載されています。ご同意していただければ、本契約時に署名・押印をお願いします。

（イ）個人情報保護誓約書

職員、委託事業者、研修生等が業務を通じて知りえたご利用者様及びご家族様の個人情報を正当な理由なく開示・提供・漏えいもしくは自ら使用しないことを誓約しております。

1 5. 福祉サービス第三者評価実施状況

項 目	内 容
（１）実施の有無	有 ・ 無
（２）実施年月日※直近実施日	令和 年 月 日
（３）実施した評価機関	
（４）評価結果の開示状況	

以上

私は、重要事項説明書の内容につき説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者

(住所) 〒

(氏名) _____ ⑩

署名代行者

私は、下記の理由により利用者の意思を確認したうえで、上記署名を代行しました。

(住所) 〒

(氏名) _____ ⑩

(利用者との関係) _____

(署名代行の理由) _____

身元引受人

(住所) 〒

(氏名) _____ ⑩

(利用者との関係) _____

重要事項説明者

(職・氏名) _____ ⑩